

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称 （代表者名）	パナソニック環境エンジニアリング株式会社東日本支店 （上席執行役員支店長 津々見 充）
住 所	東京都港区浜松町1-18-16

2. 措置期間

令和7年3月5日～令和8年6月4日（15か月）

3. 事実概要

当該業者は、実務経験を充足しない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、工事現場に主任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められることから、建設業法第28条第1項及び第3項の規定に基づき、令和7年1月31日に近畿地方整備局より、指示及び営業停止命令の監督処分を受けた。

4. 措置理由

上記3について、福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱第2条第1項に定める別表「入札参加資格制限措置要綱措置要件」の第11号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第11号】

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 11 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為、その他社会的信用を失墜する行為をし、契約の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

問い合わせ先

福島県総務部施設管理課
福島県福島市杉妻町2-16
（電話）024-521-7080